

大川広域行政組合さざんか荘職員服務規程

〔平成 9年 3月18日
訓 令 第 1 号〕

改正	平成11年 7月 6日訓令第 3号	平成12年 3月27日訓令第 3号
	平成12年11月28日訓令第 5号	平成13年 3月29日訓令第 1号
	平成14年 9月13日訓令第 9号	平成15年 2月 4日訓令第 1号
	平成15年 4月 1日訓令第 2号	平成16年 1月19日訓令第 1号
	平成16年 2月19日訓令第 2号	平成16年 3月29日訓令第 8号
	平成16年 9月21日訓令第26号	平成19年 3月29日訓令第 3号
	平成20年 3月12日訓令第 2号	平成21年 2月25日訓令第 1号
	平成22年 3月25日訓令第 1号	平成23年 3月 1日訓令第 1号
	平成24年 3月 7日訓令第 1号	平成24年 5月17日訓令第 5号
	平成24年 8月 6日訓令第 8号	平成24年 9月28日訓令第11号
	平成26年 2月28日訓令第 2号	平成27年 2月27日訓令第 3号
	平成28年 3月29日訓令第 3号	平成29年 3月31日訓令第 3号
	平成31年 3月29日訓令第 4号	令和 2年 3月25日訓令第 2号

大川老人ホーム職員服務規程（昭和 6 3 年大川地区広域行政振興整備事務組合訓令第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 さざんか荘職員（以下「職員」という。）の服務については、大川広域行政組合職員の服務に関する規程（平成 1 6 年大川広域行政組合訓令第 1 3 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（服務の基準）

第 2 条 職員は、社会福祉事業の本旨をわきまえ、入所者及び利用者（以下「利用者」という。）に対しては、誠実かつ公正に服務しなければならない。

（勤務時間等）

第 3 条 職員の勤務時間等については、別表第 1 のとおりとする。

2 職員（園長は除く。）の勤務体制は、1 月単位で 1 週 3 8 時間 4 5 分以内とし、起算日を各月 1 日とする。

3 園長は、前項の職員の勤務について起算日の前日までに勤務割表を作成し、各人に対して書面で周知しなければならない。

（管理宿直、養護宿直及び管理日直）

第 3 条の 2 大川広域行政組合職員の給与に関する規則（昭和 4 7 年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第 4 号）第 2 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する管理宿直、養護宿直及び管理日直の勤務時間等は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項に規定する宿直又は日直をした職員は、勤務の内容を日誌等に記録し、関係職員に引き継ぐものとする。

(健康管理)

第4条 園長は、職員の健康管理に関し、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 養護宿直勤務従事職員及び夜間勤務従事職員に年2回以上、その他の職員に年1回以上健康診断を受けさせること。
- (2) 調理業務従事職員に月1回以上検便を受けさせること。
- (3) 介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する職員に年2回以上腰痛の健康診断を受けさせること。

(勤務の心得)

第5条 職員は、勤務の心得として、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 相互の親睦を図り、他の職員を中傷しないこと。
- (2) 職業意識に徹し、地域社会及び利用者に信頼されるよう努めること。
- (3) 勤務について意見、異議のある場合は、その職分の長を通じ園長に申し出ること。
- (4) 施設内において綱紀を乱すような行為をしないこと。
- (5) 職員の育成を図り、チームワークの維持向上に努めること。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年7月6日訓令第3号)

この訓令は、平成11年7月6日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日訓令第3号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年11月28日訓令第5号)

この訓令は、平成12年12月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日訓令第1号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月13日訓令第9号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月4日訓令第1号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日訓令第2号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年1月19日訓令第1号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月19日訓令第2号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日訓令第8号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月21日訓令第26号)

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月12日訓令第2号） 抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月25日訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、改正前の大川広域行政組合さざんか荘職員服務規程別表により勤務を割り振られている職員は、改正後の別表の規定に関わらず、なお従前の例により勤務するものとする。

附 則（平成22年3月25日訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

（大川広域行政組合さざんか荘職員服務規程の一部改正に伴う経過措置）

2 この訓令の施行の際、第1条による改正前の大川広域行政組合さざんか荘職員服務規程別表の規定に基づき定められている職員の勤務時間、休憩時間は、この訓令による改正後の大川広域行政組合さざんか荘職員服務規程別表の規定に基づき定められたものとみなす。

附 則（平成23年3月1日訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、改正前の大川広域行政組合さざんか荘職員服務規程別表により勤務を割り振られている職員は、改正後の別表の規定に関わらず、なお従前の例により勤務するものとする。

附 則（平成24年3月7日訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、改正前の大川広域行政組合さざんか荘職員服務規程別表第1及び別表第2により勤務を割り振られている職員は、改正後の別表の規定に関わらず、なお従前の例により勤務するものとする。

附 則（平成24年5月17日訓令第5号）

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年8月6日訓令第8号）

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日訓令第11号）

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日訓令第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、改正前の大川広域行政組合さざんか荘職員服務規程別表第1により勤務を割り振られている職員は、改正後の別表第1の規定に関わらず、なお従前の例により勤務するものとする。

附 則（平成28年3月29日訓令第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、改正前の大川広域行政組合さざんか荘職員服務規程別表第1により勤務を割り振られている職員は、改正後の別表第1の規定に関わらず、なお従前の例により勤務するものとする。

附 則（平成29年3月31日訓令第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、改正前の大川広域行政組合さざんか荘職員服務規程別表第1により勤務を割り振られ又は別表第2により宿直若しくは日直を割り振られている職員にあつては、改正後の別表第1及び別表第2の規定に関わらず、なお従前の例により勤務又は宿直若しくは日直を行うものとする。

附 則（平成31年3月29日訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分			出勤時間	退勤時間	休憩時間
養護老人ホーム系の職員	日勤	A	午前8時	午後5時	午前11時45分から75分
		B	午前8時30分	午後5時30分	午後零時30分から75分
		C	午前8時30分	午後5時30分	午後零時45分から75分
		D	午前9時	午後6時	午前11時45分から75分
	早出	A	午前6時	午後3時	午前11時30分から75分
		B	午前7時	午後4時	午前11時30分から75分
		C	午前7時30分	午後4時30分	午前11時30分から75分
	遅出	A	午前10時	午後7時	午後1時15分から75分
		B	午後零時	午後9時	午後2時から75分
C		午後3時30分	午前零時30分	午後7時30分から75分	
特別養護老人ホーム系の職員	日勤	A	午前8時	午後5時	午後1時15分から60分 午後4時から15分
		B	午前8時30分	午後5時30分	正午から75分
		C	午前9時	午後6時	午後1時15分から60分 午後4時から15分
	早出	A	午前7時	午後4時	正午から75分
		B	午前7時30分	午後4時30分	正午から75分
	遅出	A	午前9時30分	午後6時30分	午後1時15分から60分 午後4時から15分
		B	午前9時30分	午後6時30分	午後1時15分から60分 午後4時30分から15分
	夜勤	A	午後3時15分	午前8時45分	午後9時から60分 午前6時から60分
		B	午後3時15分	午前8時45分	午後8時から60分 午前5時から60分
老人デイサービスセンター系の職員	日勤	A	午前8時30分	午後5時30分	正午から60分 午後4時から15分
		B	午前8時30分	午後5時30分	午後零時30分から60分 午後4時から15分
		C	午前8時30分	午後5時30分	午後1時から60分 午後4時から15分

訪問介護事業系の職員	早出	A	午前7時	午後4時	午後零時15分から75分
		B	午前7時30分	午後4時30分	午後零時15分から75分
	日勤	A	午前8時	午後5時	午後零時15分から75分
		B	午前8時30分	午後5時30分	午後零時15分から75分
		C	午前9時	午後6時	午後零時15分から75分
	遅出	A	午前10時	午後7時	午後1時45分から75分
B		午後3時30分	午前零時30分	午後7時30分から75分	
看護職員 機能訓練指導員	日勤	A	午前8時	午後5時	正午から75分
		B	午前8時30分	午後5時30分	正午から75分
	遅出		午前9時	午後6時	午後1時から75分
管理栄養士	日勤	A	午前8時	午後4時45分	午後零時30分から60分
		B	午前8時30分	午後5時15分	午後零時30分から60分
介護支援専門員	日勤		午前8時30分	午後5時15分	正午から60分
	遅出		午前9時30分	午後6時15分	正午から60分
上記以外の職員			午前8時30分	午後5時15分	正午から60分

別表第2（第3条の2関係）

管理宿直、養護宿直及び管理日直の勤務時間等

区分	出勤時間	退勤時間	休憩時間又は仮眠時間
管理宿直	午後5時	午前8時30分	午後9時30分から450分
養護宿直	午前零時30分	午前8時45分	午前1時から240分
管理日直	午前8時30分	午後5時	正午から60分